

選定審査会の議事の公開について（案）

審査会の議事の公開方法について、下記のとおり定める。

- 1 審査会の会議は、原則公開とする。

ただし、奈良県情報公開条例（平成13年3月奈良県条例第38号）第7条各号に規定する不開示情報に関して、審査会が必要と認めるときは非公開とする。

- 2 会議の終了後速やかに、審査会の議事概要を県ホームページ上で公開する。

- 3 傍聴に係る手続及び遵守事項等については、別紙要領の通りとする。